

浜松都市計画図(1)

凡 例		例	
都市計画区域	特別工業地区	施行済地区	施行済地区
行政区域	大規模集客施設制限地区	施行済地区	施行済地区
市街化区域	紙巻・レクリエーション地区	施行済地区	施行済地区
市街化調整区域	高度地区	施行済地区	施行済地区
第1種低層住居専用地域	高度地区(7m以上)	地区計画	地区計画
第2種低層住居専用地域	高度地区(7m以上)	都市再生特別地区	都市再生特別地区
第3種低層住居専用地域	高度地区(7m以上)		
第1種中高層住居専用地域	高度地区(7m以上)		
第2種中高層住居専用地域	高度地区(7m以上)		
第1種住居地域	高度地区(7m以上)		
第2種住居地域	高度地区(7m以上)		
準住居地域	高度地区(7m以上)		
近隣商業地域	高度地区(7m以上)		
商業地域	高度地区(7m以上)		
準工業地域	高度地区(7m以上)		
工業地域	高度地区(7m以上)		
工業専用地域	高度地区(7m以上)		

用途地域による、建ぺい率・容積率・最低敷地面積・高さの最高限度の表示

200 容積率(%)
1建坪当り 用途地域
200m 建ぺい率(%)
12m 最低敷地面積
12m 高さの最高限度

※第1・2種低層住居専用地域の高さの最高限度は、図中に表記がない限り、10mです。※市街化調整区域内の容積率は、一部地区を除き20%となります。(建築基準法)
※都市再生特別地区は、令和3年9月1日に廃止されました。ただし、建築基準法第60条の2第1項から第5項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び事業とみなされます。

